

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
指定事業者等監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第48条、第49条、第50条、第51条の27、第51条の28及び第51条の29の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者又は指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者、指定障害者支援施設等の設置者若しくはその従業者又は指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくはその従業者であった者、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者及び指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「市指定事業者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る障害福祉サービス等（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）の内容並びに自立支援給付に係る費用の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、市指定事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容等について法第49条、第50条、第51条の28、及び第51条の29に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ措置を採ることを主眼とする。

(監査対象となる市指定事業者等の選定基準)

第3条 監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ウ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 運営指導において確認した情報

法第10条及び第11条並びに川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律指定事業者等指導実施要綱により指導を行った川崎市が市指定事業者等について確認した指定基準違反等

(監査方法等)

第4条 監査方法等は、原則として次のとおりとする。

(1) 報告等

市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、市指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は職員

に関係者に対して質問させ、若しくは当該市指定事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(2) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 市長は、当該市指定事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(3) 行政上の措置

市長は、指定基準違反等が認められた場合には、法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 市指定事業者等に法第49条第1項から第3項まで、第51条の28第1項から第3項までに定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該市指定事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

市指定事業者等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該市指定事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 市指定事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該市指定事業者等に対し、期限を定め、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

ウ 市長は、指定基準違反等の内容が、法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く）、第51条の29第1項及び第2項のいずれかに該当する場合においては、当該市指定事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

(4) 聴聞等

監査の結果、当該市指定事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(5) 経済上の措置は、原則として次に掲げる内容とする。

ア 市は、勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、法第8条第1項の規定により、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部または一部を徴収することができる。また、自立支援給付の全部又は一部について当該自立支援給付に係る市町村に対し、法第8条第1項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第8条第2項の規定により、当該市指定事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

(合同監査の実施等)

第5条 監査にあたっては、必要に応じて関係各課及び関係機関等の協力を得て合同で実施することができる。

(都道府県等との連携)

第6条 市は、都道府県及び市町村との連携を図り、必要な情報交換を行うことで、適切な監査の実施に努めるものとする。

(国への情報提供等)

第7条 国への情報提供等について、次のとおり行うものとする。

(1) 国への情報提供

市は、取消処分等の内容について、当該内容を決定する前に、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に情報提供を行う。

(2) 国への報告

市は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、監査について必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月2日から施行する。